

議案第 33 号

北本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

北本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を次のように改正する。

令和元年 6 月 10 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例

北本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 26 年条例第 18 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「適用しないこと」の次に「とすること」を加え、同
条に次の 2 項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係
る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を
適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に
規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のもの
に限る。）であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げ
る事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受
けている者の設置する施設（法第 6 条の 3 第 1 2 項に規定する業務

を目的とするものに限る。)

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第2項第4号中「。附則第2条第2項において同じ」を削る。
第45条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第2条第2項中「（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。